

《令和元年度決算》 都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条及び下野市都市計画税条例に基づき、都市計画事業や土地
区画整理事業に要する費用に充てるための目的税となっている。

令和元年度の都市計画税は、これまで実施してきた土地区画整理事業や都市計画事業のため
に借り入れた地方債の償還金のほか、公共下水道事業費、仁良川地区土地区画整理事業費など
の市街化区域内の整備に充当している。

【都市計画税充当事業一覧】

(単位:千円)

予算科目			事業名	令和元年度 決算額	財源内訳					
款	項	目			国 県 支出金	地方債	その他		一般財源	
							負担金・使用料・ 基金繰入金など	都市計画税 構成比 (%)		
8	2	1	市道維持管理事業	213,233		10,822	45,482	9.2	156,929	
8	4	2	仁良川地区土地区画整理 事業特別会計繰出金	272,725			63,600	12.9	209,125	
8	4	3	下水道事業会計負担金	953,681	107		222,375	45.1	731,199	
8	4	4	公園施設維持管理事業	209,121		3,663	60,249	12.2	145,209	
12	1	1	市債元金償還費	2,612,051		29,066	101,685	20.6	2,481,300	
合 計				4,260,811	107	0	43,551	493,391	100.0	3,723,762